

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和5年10月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンデー塩釜店・ドラッグストアモリ塩竈市新浜町店
塩竈市新浜町二丁目38番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 4,553㎡
(変更後) 5,998㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 駐車場の収容台数
(変更前) 96台
(変更後) 156台
 - ロ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 20台
(変更後) 53台
 - ハ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 110㎡
(変更後) 155㎡

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 15.47 m³

(変更後) 22.43 m³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社サンデー 午前7時から午後9時まで

(変更後) 株式会社サンデー 午前7時から午後9時まで

株式会社ドラッグストアモリ 24時間

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場No. 1 午前6時30分から午後9時30分まで

駐車場No. 2 午前6時30分から午後9時30分まで

(変更後) 駐車場No. 1 午前6時30分から午後9時30分まで

駐車場No. 2 午前6時30分から午後9時30分まで

駐車場No. 3 24時間

ハ 駐車場の自動車の出入口の位置

ニ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No. 2 午後9時30分から午前6時30分まで

(変更後) 荷さばき施設No. 1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設No. 2 午後9時30分から午前6時30分まで

荷さばき施設No. 3 午前6時から午後10時まで

4 変更の年月日

令和6年6月11日

5 届出年月日

令和5年10月10日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

7 縦覧期間

令和5年10月24日から令和6年2月26日まで(ただし、閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。